

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
救急病院等を定める省令により救急診療所を認定した件 二九五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二九五
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二九五
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件 二九六
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件 二九六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二九七
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 二九七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件二件 二九七
- 福島県議会
福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則 二九五

告 示

福島県告示第四百七十八号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の診療所を令和八年六月十二日救急診療所として認定した。

令和八年六月三十日

名称	所在地	福島県知事	内堀 雅 雄
わかまつインターベンション クリニック	会津若松市一箕町大字亀賀字 北柳原二五番地の一	認定有効期限	令和一一年六月一日

（地域医療課）

福島県告示第四百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年六月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイスシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）株式会社ベイスシア
代表取締役 相木 孝仁
群馬県前橋市亀里町九百番地
株式会社オートアルズ
代表取締役 野田 晋作
埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
株式会社ワークマン
代表取締役 小濱 英之
群馬県伊勢崎市柴町千七百三十二番地
株式会社ベイスシア
代表取締役 相木 孝仁
群馬県前橋市亀里町九百番地
株式会社オートアルズ
代表取締役 野田 晋作
埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
株式会社ワークマン
代表取締役 大内 康二
群馬県伊勢崎市柴町千七百三十二番地

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を営む者の入店 二件）
変更した年月日
令和八年四月一日ほか
届出年月日
令和八年六月十七日
届出をした者
株式会社ベイスシア
株式会社オートアルズ
株式会社ワークマン

- 三
- 四
- 五

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年六月三十日から同年七月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ニトリいわき店 福島県いわき市鹿島町久保梅田一番一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
1 交通に係る事項
店舗沿いの道路について、鹿島小学校の通学路及び小名浜第一中学校の通学区域となっていることから、工事期間中も含め、児童・生徒の通行の安全確保に十分に意を用いていただきたい。
- 2 騒音の発生に係る事項
(一) 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設設置の届出を行い、騒音指定施設を設置した後は、敷地境界における規制基準を遵守し、騒音等の苦情が申し立てられた場合、誠意をもって対応し、必要に応じた対策を行うこと。
(二) 大規模小売店舗届出書中、「六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」は「午前六時から午後十時」と記載があるが、特に早朝及び夜間の大型車両の走行及び荷さばき作業等について、近隣住民等に配慮し、騒音等の苦情が申し立てられた場合、誠意をもって対応し、必要に応じた対策を行うこと。
- 3 廃棄物の発生に係る事項
(一) 産業廃棄物の処理を委託するに当たっては、マニフェストの交付及び交付したマニフェストの写しの保存を適正に行うこと。
(二) 廃棄物の保管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する保管基準を遵守すること。
- 4 その他
(一) 建築工事に対して近隣住民から振動に関する苦情が当所へ申立てられていることから、誠意をもって対応し、必要に応じて対策をとること。また、営業開始後も、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぐなどして、誠意を持って対応すること。
(二) 市道区域に工作物等を設置する場合は、道路法第三十二条に基づき道路占用許可を受けること。

- (三) 市道の整備に関する工事を行う場合は、道路法第二十四条に基づく道路工事施行承認を受けること。
 - (四) 行政財産(水・道)に工作物等を設置する場合は、行政財産使用許可を受けること。
 - (五) 県道と市道が接する部分で、道路占用許可、道路工事施行承認、行政財産使用許可を受ける場合は、道路区域を確認するため、改めて県及び市と協議を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和八管理年度(令和八年七月一日から令和九年六月三十日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和八年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 まさば及びごまさば太平洋系群
1 知事管理区分 福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業
2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量
 - 二 まだら本州太平洋北部系群
1 知事管理区分 福島県まだら本州太平洋北部系群漁業
2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(試行水準)の全量
- (水産課)
- 福島県告示第四百八十二号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐろ(小型魚)に関する令和八管理年度(令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。
- 令和八年六月三十日
- 一 上半期(令和八年四月一日から同年九月三十日まで) 福島県知事 内堀雅雄
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)
 - 2 配分する数量 二十二・八トン
 - 二 下半期(令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで)
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)
 - 2 配分する数量 七・二トン
- (水産課)

福島県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、柳津中・南部地区に係る県営農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和八年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
令和八年七月一日から
同 月二十一日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所
柳津町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第四百八十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和八年四月二十八日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。
令和八年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在 地番 地目 面積（平方メートル）

田村市滝根町菅谷寺畑 一四九番 田 一、〇〇八

同 市滝根町菅谷字堂田 四三番 田 六三五

同 市滝根町菅谷字堂田 四五番 田 六三二

二 農地の利用の現況

水稲の栽培で利用

三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稲の栽培で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和九年四月一日

2 存続期間 九年九月

3 借賃に相当する補償金の額 九七、七五〇円

五 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由
当該土地は、地域計画区域内の農用地等であり、借受希望者が明確であることから、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第六条第一項の基準に適合すると認められるため。

六 その他参考となるべき事項
（記載なし）

（農村振興課）

福島県告示第四百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和八年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
黒岩 高甲	会津若松市門田町大字黒岩字石	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
黒岩 高甲	会津若松市門田町大字黒岩字石	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂

災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

福島県告示第四百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
玉坂1号	白河市双石玉坂	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千田1号	同 市東千田字正札	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
玉坂1号	白河市双石玉坂	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千田1号	同 市東千田字正札	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

福島県議会

福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

福島県議会議長 矢吹貢一

福島県議会規則第二号

福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

福島県議会委員会傍聴規則（平成十六年福島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び第二特別委員会室」を「第二特別委員会室及び第三特別委員会室」に改める。

第十二条第二項中「退場」を「退室」に改める。

附 則

この規則は、令和八年六月三十日から施行する。

(議事課)